

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年12月28日
【計算期間】	第5期（自 平成20年9月30日 至 平成21年9月28日）
【ファンド名】	インカムファンド
【発行者名】	D I A Mアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中島 敬雄
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
【事務連絡者氏名】	大楽 信雄
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
【電話番号】	03-3287-3110
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

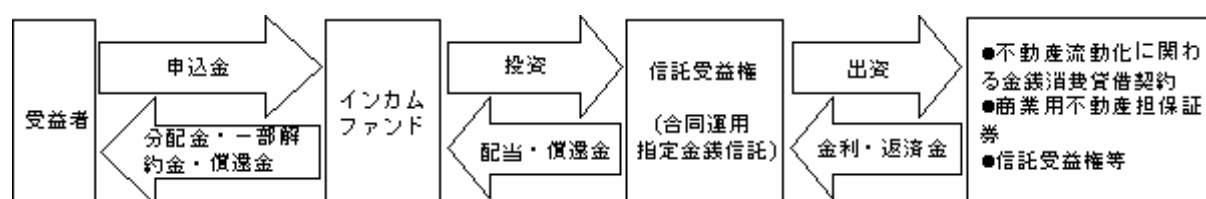
第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- 当ファンドは、信託財産の安定した成長をはかることをめざして運用を行います。
- 当ファンドは限定追加型金銭信託受益権投資信託[※]です。
 ※当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定める「委託者指図型投資信託」のうち、同第4項（証券投資信託）以外の投資信託です。本書中では、主要投資対象の名称を付して特に「金銭信託受益権投資信託」と呼びます。
- 当ファンドのお申込みの受付は、主要投資対象とする信託受益権が購入できる場合で、かつ販売会社の毎営業日にのみ行われます。
- 金銭を信託する信託の受益権である合同運用指定金銭信託の受益権（以下「信託受益権」という場合があります。）を主要投資対象とします。
 なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等へ投資する場合があります。



- 当ファンドの信託金の限度額は、30億円とします。

○商品分類表

単位型投信 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産 (信託受益権)
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

○商品分類定義

※単位型投信・追加型投信

「追加型投信」とは一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

※投資対象地域

「国内」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

※投資対象資産

「その他資産」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券、不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

○属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル () 日本
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	北米 欧州 アジア オセアニア
不動産投信	日々	中南米
その他資産 (信託受益権)	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東)
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

○属性区分定義

※投資対象資産

「その他資産（信託受益権）」とは目論見書または投資信託約款において、主として信託受益権に投資する旨の記載があるものをいいます。

※決算頻度

「年1回」とは目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

※投資対象地域

「日本」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

※前記の分類は、社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。前記以外の商品分類および属性区分の定義については、以下の方法でご確認ください。

・投資信託協会への照会

ホームページ URL <http://www.toushin.or.jp/>

(2) 【ファンドの仕組み】

○ファンドの関係法人は次の通りです。

①委託会社：D I A Mアセットマネジメント株式会社

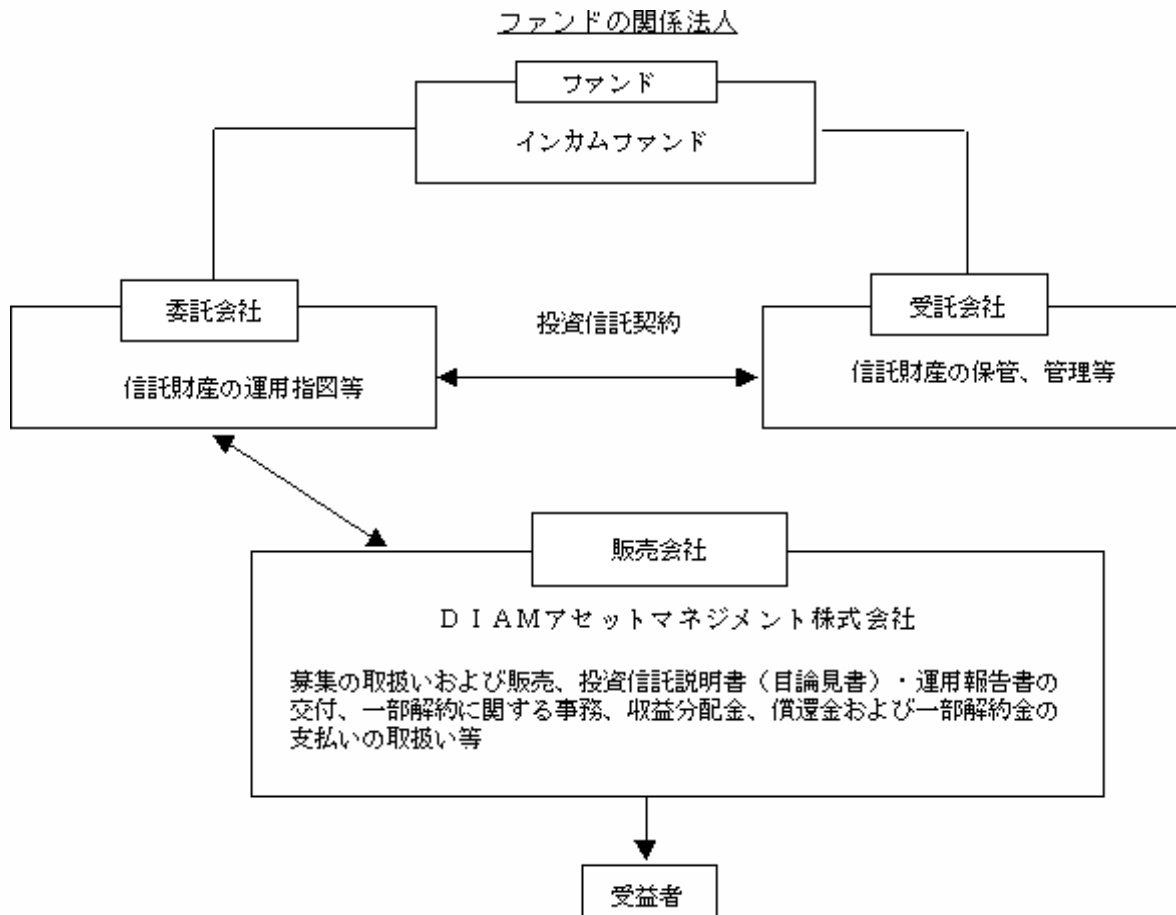
当ファンドの委託会社として信託財産の運用の指図、投資信託説明書（目論見書）・運用報告書の作成等を行います。また、販売会社として、募集等の業務を行います。

②受託会社：みずほ信託銀行株式会社

当ファンドの信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部につき資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

③販売会社

当ファンドの募集の取扱いおよび販売、投資信託説明書（目論見書）・運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金、一部解約金および償還金の支払いに関する事務等を行います。



・「投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、当ファンドにかかる投資信託契約を締結しております。

当該契約の内容は、当ファンドの運用の基本方針、投資対象、受益者の権利等を規定してのものであります。

・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。

当該契約の内容は、投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金・一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

委託会社の概況

①資本金の額

20億円（平成21年10月30日現在）

②委託会社の沿革

昭和60年 7月 1日 会社設立

平成10年 3月31日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得

平成10年12月 1日 証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可

平成11年10月 1日 第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。

平成20年 1月 1日 「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「D I A Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更

③大株主の状況

（平成21年10月30日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	50.0%
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	12,000株	50.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

①基本方針

この投資信託は、信託財産の安定した成長をはかることをめざして運用を行います。

②投資態度

- ・ 信託受益権を主要投資対象とし、安定した収益の確保をめざして安定運用を行います。
- ・ 信託受益権の組入対象資産は、主として不動産流動化にかかる金銭消費貸借契約、商業用不動産担保証券、優先出資証券、優先株式、匿名組合出資、任意組合出資、信託受益権等とします。
- ・ 原則として、信託期間中に償還を迎える信託受益権を組み入れ、満期まで保有することを基本とします。信託受益権の組入れにあたってはフルインベストメントとし、組入銘柄の入替は原則として行いません。
- ・ また、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等へ投資する場合があります。
- ・ なお資金動向、市場動向および残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合があります。

＜ポートフォリオ構築手法＞

1. 委託会社は、信託財産を主に金銭信託受益権に投資します。
2. 当ファンドは、上記の合同運用金銭信託を通じ、主に不動産流動化に関わる金銭消費貸借契約（不動産ローン）のメザニンローン^(注)および不動産担保証券（ABS）のメザニンポジション、優先出資証券、優先株式、匿名組合出資、任意組合出資および信託受益権等に投資を行います。

(注)不動産メザニンローンとは、不動産流動化においてシニアローンとエクイティの中間に位置づけられるローンをいいます。シニアローンは他の債権に比べ返済順位が優先されますが、メザニンローンはシニアローンに比べ返済順位が劣ります。しかし、メザニンローンでは元利金の繰り延べを認めるなどのかわりに、金利が高めに設定されることで、より魅力的なクーポン収入の獲得が可能となります。一方、エクイティはインカムゲインとキャピタルゲインの獲得を狙ったものであり、REITなどがその代表例となります。

(2) 【投資対象】

①投資の対象とする資産（約款第15条）

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます、以下同じ。）とします。

1. 有価証券
2. 金銭債権
3. 約束手形

②運用の指図範囲（約款第16条）

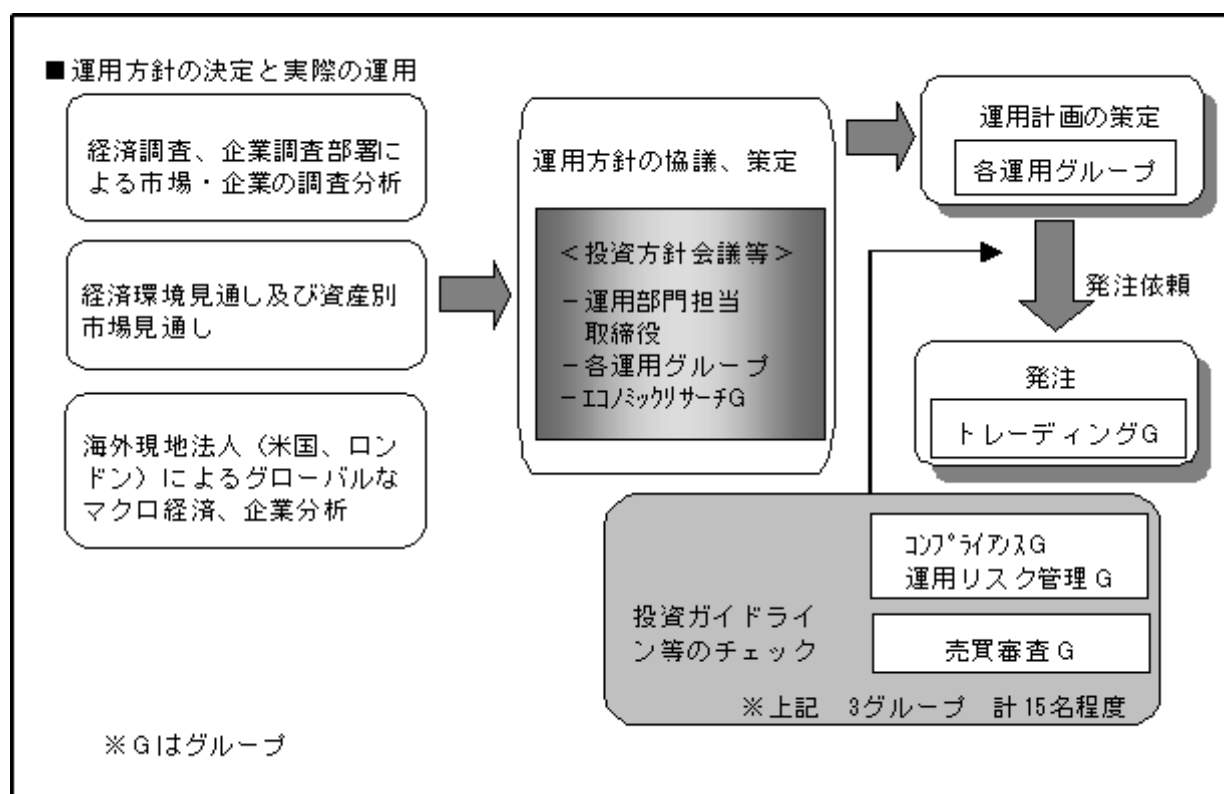
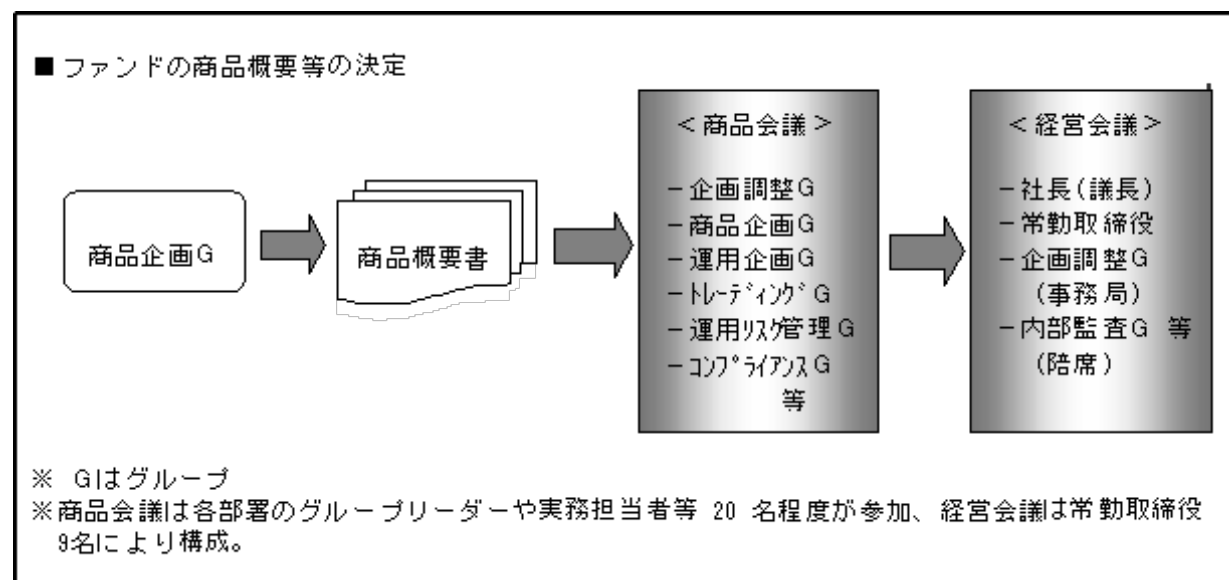
委託会社は、信託金を、金銭を信託する信託の受益権である合同運用指定金銭信託の受益権（本邦通貨表示のものに限ります。以下「信託受益権」という場合があります。）へ主として投資します。

また、信託金を、前記に掲げる信託受益権のほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項同号に掲げる権利を除いたもので、本邦通貨表示のものに限ります。）および金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含み、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することができます。

1. 株券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ）および新株予約権証券
8. コマーシャル・ペーパー（資産担保コマーシャル・ペーパーを含みます。）
9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
10. 預金（譲渡性預金を含み、金融商品取引法第2条第1項第21号に規定するものを除きます。）
11. 指定金銭信託
12. コールローン
13. 手形割引市場において売買される手形

なお、第1号の証券、第9号の証券のうち第1号の証券の性質を有するものを「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第9号の証券のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

(3) 【運用体制】



< ファンドの商品概要等の決定 >

運用目標、運用プロセス、投資対象などの商品内容は、商品企画グループが関連各部署と協議のうえ、「商品概要書」として策定し、企画調整グループが事務局となる「商品会議」にて協議・検討致します。「商品会議」で協議・修正等された商品内容は「経営会議」で経営陣による討議を経て最終決定致します。なお、「経営会議」は、社長が議長を務め、常勤取締役を構成メンバーとし、監査役が同席のうえ、開催される会議であり、取締役会が決定した会社の基本方針に基づき全般的業務執行方針・計画および重要な業務の実施について協議・決定するとともに経営上の重要事項を審議しています。

< 運用方針の決定と実際の運用 >

経済環境見通し、資産別市場見通し、基本投資方針およびファンドの運用方針は、運用部門担当取締役、各運用グループの運用担当者、エコノミックリサーチグループ等で構成される「投資方針会議」にて協議、策定致します。運用担当者は、「投資方針会議」において決定された運用方針をファンドの投資方針に照らし合わせて運用計画を策定します。なお、運用計画の策定は、運用担当者およびアナリスト等の調査活動等によって得られた情報も参

考にされます。

個別の有価証券等の発注は、運用担当者の発注依頼に基づき、運用部門から独立したトレーディンググループでその大半が執行されます。

なお、ファンドの運用等ガイドラインチェックについては、コンプライアンスグループ、運用リスク管理グループにて行われ、有価証券の売買執行等については売買審査グループにてチェックが行われます。

※前記体制は平成21年10月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

①収益分配方針

毎決算時（原則として、9月28日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に、経費控除後の利子等収益および売買益（評価益を含みます。）から委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。但し、分配対象額が少額の場合は、分配を行わない場合があります。また、信託財産に留保した利益は、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

②収益の分配方式

a. 信託期間中の収益分配は、次に掲げる収益分配可能額の範囲内で、収益分配方針にしたがって行います。

b. 収益分配可能額は、毎計算期間の末日において、信託財産の諸費用および信託報酬等の支出金控除後、収益分配前の信託財産の純資産総額に応じ、次に掲げる額とします。

1) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品賃料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「利子等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬および当該監査報酬に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時は、その金額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

③収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等（振替機関（株式会社証券保管振替機構）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含めます。）をいいます。以下同じ。）の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

(5) 【投資制限】

1) 信託受益権への投資制限（約款「運用の基本方針」(3)運用制限）

信託受益権への投資割合には、制限を設けません。

2) 有価証券への投資制限（約款第16条第4項）

信託財産に属する有価証券の時価総額が、投資信託財産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。

3) 株式等への投資制限（約款第16条第3項）

株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図は行いません。

4) 外貨建資産への投資制限（約款「運用の基本方針」(3)運用制限）

外貨建資産の投資は、行いません。

5) 有価証券の貸付の指図および範囲（約款第19条）

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券を貸付時点において、貸付有価証券の額面金額の合計額が、信託財産で保有する有価証券の額面金額の合計額を超えない範囲内で貸付けの指図をすることができます。

(b) 前項で定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契

約の一部の解約を指図するものとします。

- (c) 委託会社は、有価証券の貸付に当たって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

6) 有価証券の借入れの指図及び範囲（約款第20条）

- (a) 委託会社は、信託財産を効率的に運用するため、有価証券の借入れの指図を行うことができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行うものとします。
- (b) 上記の指図は、当該借入れに関する有価証券の時価総額が信託財産総額の100分の50以内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに関する有価証券の時価総額が信託財産総額の100分の50を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) 前記（a）の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

3【投資リスク】

＜基準価額の主な変動要因＞

当ファンドが主要投資対象とする信託受益権には、以下のリスクがあります。

(1) 組入資産からの回収にかかるリスク

組入資産からの回収は、組入資産の元利金の支払、受益権質権実行による担保回収、担保不動産の任意売却からの回収金、予定償還期日におけるリファイナンス資金等に依存します。

- ・組入資産の元利金の回収は、担保である不動産の回収キャッシュフローに依存しており、当該担保不動産のテナントによる賃料支払債務不履行・稼働状況の悪化・賃料水準下落（借地借家法32条による賃料減額請求権行使に基づく場合を含むがこれに限らない。）・物件関連費用の増大・担保不動産のプロパティーマネジャーの管理能力の低下等により、不動産の回収キャッシュフローの減少、ひいては組入資産の元利金回収に影響が出る可能性があり、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。
- ・担保回収・不動産の任意売却は、担保不動産の換価処分価値に依存しており、不動産市況の下落、対象不動産固有の事情による価値の下落（賃料水準の動向、地域的要因の変動等を含むがこれに限らない。）、税制を含む諸規制の変更、複雑な権利関係を理由とする担保不動産の低流動性等により、換価処分価値の下落又は不動産が換価できない、ひいては組入資産の元利金回収に影響が出る可能性があり、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。
- ・予定償還期日におけるリファイナンスは、当該時点における担保価値・金融市場環境等に依存するものであり、担保価値の下落・金融市場環境の悪化等によりリファイナンスの確実性が低下する可能性があり、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。
- ・その他、火事・地震等の天災地変、環境有害物質、経年劣化等を理由とする担保不動産の滅失・毀損・劣化の可能性、組入資産にかかる借入人又は不動産信託受託者が物件保有に伴って負担する損害賠償債務、不動産の瑕疵の存在等により、組入資産に係る元利金回収に影響が出る可能性があり、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

(2) メザニンローン等の特性に起因するリスク

組入資産の種類としてのメザニンローン等は、債務者に対する元利金支払請求権及び担保権の順位がシニアローンに比較して劣後します。従って、シニアローンと比較して、期日通りの元利金支払又は元利金支払の確実性は、担保不動産の回収賃料の低下、担保不動産の換価価値の低下、リファイナンスの確実性の低下等の影響をより受けやすいことになり、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

(3) 組入れ資産の取得等に関するリスク

メザニンローン市場環境の変化（新たなメザニンレンダーの市場参加による投資機会獲得競争の激化を含むがこれに限らない。）等の理由により、適正な条件の組入資産の取得、および運用目標金額までの組入資産の積上が行える保証はありません。また、組入資産の取得の不調や、組入資産の期限前弁済又は組入資産の残存年限の組み合わせ等を理由として、常に適切でかつ十分な分散が得られる可能性があるとは限りません。このような場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

(4) 流動性リスク

当ファンドは原則として途中換金を受付けないことから、流動性の著しく低い信託受益権を組み入れますので、現金または即時換金可能な運用資産の比率は低くなります。そのため多額の特別解約が発生した場合はやむを得ず不利な条件で信託受益権の売却を強いられる場合があります。この場合、当初想定する運用ができなくなる可能性があり、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

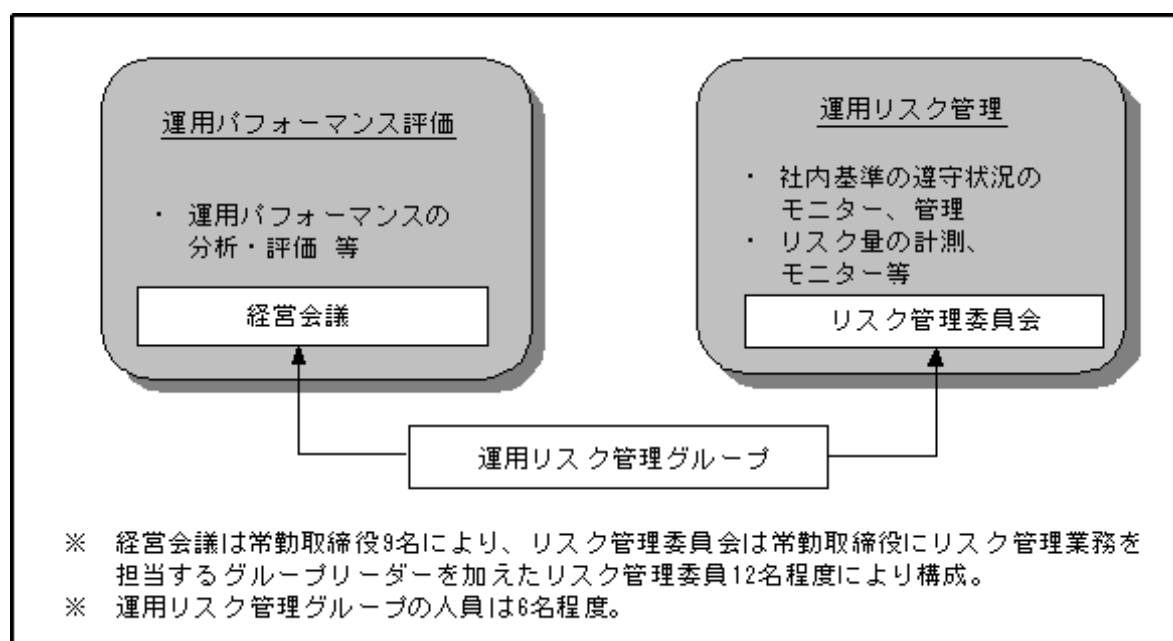
<その他の留意点>

- ファンドの収益分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により、分配を行わないことがあります。
- 資金動向、市場動向等によっては、投資態度に従った運用ができない場合があります。
- ご解約について
当ファンドは、原則として信託期間中の一部解約は受付けません。
平成20年1月28日以降は、特別な事情が発生した場合に限り一部解約（特別解約）のお申込みが可能です。この場合、特別解約時の解約価額は、特別解約時の市況動向等によっては、元本を下回ることがあります。
- 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付または一部解約の実行の受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付または一部解約の実行の受付を取り消すことができるものとします。
- 当ファンドは受益権口数が10億口を下回った場合、受益者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情がある場合等、当初定められていた信託期間の途中でも信託を終了（繰上償還）させる場合があります。

○注意事項

- イ. 当ファンドは、信託受益権など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって元本が保証されているものではありません。
- ロ. 証券投資信託は、預金・金融債・保険契約ではありません。また、預金および保険契約と異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ハ. 証券投資信託は、金融機関の預金・金融債あるいは保険契約における保険金額と異なり、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ニ. 証券投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があります、これによる損失は購入者が負担することとなります。

<運用評価・運用リスク管理体制>



運用パフォーマンス評価は、運用部門から独立した運用リスク管理グループが月次で対象ファンドについて分析を行い、結果を「経営会議」に報告します。また、「経営会議」において運用パフォーマンス評価方法の協議も行い、適宜見直しを行います。

運用リスク管理は、運用リスク管理グループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行います。また運用リスク管理の結果については月次でリスク管理委員会に報告致します。

※前記体制は平成21年10月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、信託期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.273%（税抜0.26%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分は、委託会社が年率0.168%（税抜0.16%）、販売会社が年率0.0735%（税抜0.07%）および受託会社が年率0.0315%（税抜0.03%）です。

信託報酬の総額は、毎年3月28日（休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。また、信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中より支弁します。

※税法が改正された場合等には、前記内容が変更になることがあります。

(4)【その他の手数料等】

1.信託財産留保額

ありません。

2.その他の費用

当ファンドから支払われる費用には以下のものがあります。

①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息ならびに借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ②信託財産の財務諸表監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日計算し、毎年3月28日（休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。

- ③有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引に係る手数料・税金、当該手数料にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

※上記の「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※税法が改正された場合等には、前記内容が変更になることがあります。

(5)【課税上の取扱い】

①収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる分配金について所定の税率で課税されます。

②一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の課税対象額について所定の税率で課税されます。

買取請求時の課税について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※法人の形態等により、税金の取扱いが異なることがありますので、ご注意ください。

※税法が改正された場合等には、前記内容が変更になることがあります。

※税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

<個別元本について>

- ①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

- ②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

- ③ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成21年10月26日現在

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率(%)
信託受益権	日本	1,248,833,444	71.51
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		497,441,858	28.49
合 計（純資産総額）		1,746,275,302	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

平成21年10月26日現在

種類	国名	数量	帳簿金額 （円）	評価金額 （円）	投資比率 （%）
信託受益権	日本	1,505,416,905	1,248,833,444	1,248,833,444	71.51

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（注2）投資資産は原則として時価で評価しています。時価評価に当たっては、価格情報会社の提供する価額で評価しております。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

直近日（平成21年10月26日）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落	分配付	分配落	分配付
第1期末（平成17年9月28日現在）	769	769	1.0171	1.0171
第2期末（平成18年9月28日現在）	1,298	1,298	1.0636	1.0636
第3期末（平成19年9月28日現在）	1,955	1,955	1.1084	1.1084
第4期末（平成20年9月29日現在）	2,298	2,298	1.1566	1.1566
第5期末（平成21年9月28日現在）	1,746	2,272	0.8786	1.1436
平成20年10月末	2,298	—	1.1565	—
11月末	2,306	—	1.1603	—
12月末	2,313	—	1.1639	—
平成21年1月末	2,321	—	1.1679	—
2月末	2,329	—	1.1718	—
3月末	2,394	—	1.2046	—
4月末	2,393	—	1.2044	—
5月末	2,399	—	1.2074	—
6月末	2,503	—	1.2596	—
7月末	2,509	—	1.2627	—

8月末	2,515	—	1.2657	—
9月末	1,746	—	0.8786	—
10月26日	1,746	—	0.8786	—

②【分配の推移】

	1口当たりの分配額（円）
第1期	-
第2期	-
第3期	-
第4期	-
第5期	0.2650

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期	1.71
第2期	4.57
第3期	4.21
第4期	4.35
第5期	△ 1.12

（注）収益率＝（当期分配付き基準価額－前期分配落ち基準価額）÷前期分配落ち基準価額×100

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成17年1月28日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

- ・当ファンドのお申込みの受付は、投資対象とする信託受益権が購入できる場合で、かつ販売会社の毎営業日にのみ行うものとします。

- ・お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドのお申込みの受付は、原則として午後3時（わが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

※受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

- ・お申込価額（発行価格）は、お申込日の基準価額[※]とします。

※「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口当りに換算した基準価額で表示することがあります。）

- ・基準価額は当ファンドの委託会社の毎営業日において、委託会社により計算されます。

※当ファンドの基準価額は、委託会社にお問い合わせください。

委託会社への照会

電話番号：03-3287-3111

（午前9時から午後5時まで。ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、わが国の金融商品取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。）

- ・お申込手数料は、ありません。

- ・取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

2【換金（解約）手続等】

信託の一部解約（解約請求制）

- ・当ファンドは、原則として信託期間の全期間をクローズド期間とし、解約の受付は行っておりません。

ただし、平成20年1月28日以降において、受益者（受益者死亡の場合はその相続人）は、次の事由による場合に限り、自己に帰属する受益権について、委託会社に1口単位をもって解約（特別解約）の請求することができます。

1. 受益者が死亡したとき
2. 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
3. 受益者が破産宣告を受けたとき
4. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
5. その他前各号に準ずる事由があるものとして委託会社が認めるとき

なお、販売会社は、当該受益者に対し、当該事由を証する所定の書類の提示を求めることができるものとします。

受益者が解約の請求をするときは、販売会社に対し、受益権をもって行うものとします。委託会社は、解約の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。解約の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時（わが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）までに解約の請求が行われ、かつ、解約の受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

- ・解約（特別解約）価額は、解約請求受付日の基準価額とします。
 - ・解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して9営業日目から販売会社の営業所等においてお支払いします。
 - ・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとします。
- ※解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

・解約価額の照会方法等

解約価額は委託会社の毎営業日において、委託会社により計算されます。

当ファンドの解約価額は、委託会社にお問い合わせください。

・委託会社の照会先

電話番号：03-3287-3111

（午前9時から午後5時まで。ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、わが国の金融商品取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。）

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

基準価額（1万口当たり）は、毎営業日、委託会社にて計算されます。

当ファンドの基準価額は、委託会社にお問い合わせください。

・委託会社の照会先

電話番号：03-3287-3111

（午前9時から午後5時まで。ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、わが国の金融商品取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。）

(2) 【保管】

該当事項はありません。

※ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、委託会社は受益証券を発行しません。

(3) 【信託期間】

信託期間は、原則として平成17年1月28日から平成26年3月7日までですが、下記(5)イ.の場合には信託を終了する場合があります。

(4) 【計算期間】

a. 計算期間は原則として毎年9月29日から翌年9月28日までとします。

b. 前a.の規定にかかわらず、前a.の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

イ.償還規定

- a. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、信託期間中においてこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- c. 委託会社は、前記a.およびb.の事項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- d. 委託会社は前記c.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e. 前記d.に定める一定期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは信託契約の解約をしません。
- f. 委託会社は、前記e.の規定により、信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの内容を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- g. 前記d.からf.の規定は信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記d.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- h. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- i. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、後記「ロ.信託約款の変更d.」に該当する場合を除き、その投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- j. 受託会社は委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は後記ロ.信託約款の変更の規定に従い、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- k. 前記d.に規定する一定の期間内に、委託会社に対し異議を述べた受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求権の内容および手続きは、新聞公告または書面にて付記します。

ロ.信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、前記a.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 委託会社は前記b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に異議を述べることを旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 前記c.に定める一定期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、前記d.の規定により、信託約款の変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの内容を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- f. 委託会社は、監督官庁より信託約款の変更の命令を受けたときは、前記a.からe.の規定に従い信託約款を変更します。
- g. 前記c.に規定する一定の期間内に、委託会社に対し異議を述べた受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求権の内容および手続きは、新聞公告または書面にて付記します。
- h. 上記bに該当しない場合の約款変更のお知らせは、当ファンドの決算時に作成しております「運用報告書」にてお知らせいたします。

ハ.公 告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

ニ.運用報告書

委託会社は、毎計算期間の末日（原則として毎年9月28日。休業日の場合は翌営業日。）及び償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

2【受益者の権利等】

①収益分配金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者は、分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。）に、原則として決算日（休業日の場合は翌営業日。）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

また、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

②償還金受領権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者と

します。）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

③一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、平成20年1月28日以降、特別な事由が生じた場合に限り、解約の請求をすることができます。

※解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。受益証券をお手許で保有されている方は、解約のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

④帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、第4期計算期間（平成19年9月29日から平成20年9月29日まで）については改正前の、第5期計算期間（平成20年9月30日から平成21年9月28日まで）については改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間（平成19年9月29日から平成20年9月29日まで）及び第5期計算期間（平成20年9月30日から平成21年9月28日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】
 【インカムファンド】
 (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第4期 平成20年9月29日現在	第5期 平成21年9月28日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	406,523,975	1,022,211,497
信託受益権	1,887,562,799	1,248,833,444
未収利息	8,346,117	5,769,152
流動資産合計	2,302,432,891	2,276,814,093
資産合計	2,302,432,891	2,276,814,093
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	—	526,718,385
未払受託者報酬	361,167	384,332
未払委託者報酬	2,769,311	2,946,815
その他未払費用	481,523	512,414
流動負債合計	3,612,001	530,561,946
負債合計	3,612,001	530,561,946
純資産の部		
元本等		
元本	1,987,616,550	1,987,616,550
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	*3 311,204,340	*3 △241,364,403
（分配準備積立金）	220,820,890	—
元本等合計	2,298,820,890	1,746,252,147
純資産合計	2,298,820,890	1,746,252,147
負債純資産合計	2,302,432,891	2,276,814,093

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第４期 自 平成19年９月29日 至 平成20年９月29日	第５期 自 平成20年９月30日 至 平成21年９月28日
営業収益		
受取利息	100,665,694	238,222,434
有価証券売買等損益	—	△256,583,461
営業収益合計	100,665,694	△18,361,027
営業費用		
受託者報酬	691,052	748,868
委託者報酬	5,298,822	5,741,996
その他費用	* ₁ 921,344	* ₁ 998,467
営業費用合計	6,911,218	7,489,331
営業利益又は営業損失（△）	93,754,476	△25,850,358
経常利益又は経常損失（△）	93,754,476	△25,850,358
当期純利益又は当期純損失（△）	93,754,476	△25,850,358
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	—	—
期首剰余金又は期首欠損金（△）	191,243,616	311,204,340
剰余金増加額又は欠損金減少額	26,206,248	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	26,206,248	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	* ₂ —	* ₂ 526,718,385
期末剰余金又は期末欠損金（△）	311,204,340	△241,364,403

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第 4 期 自平成19年9月29日 至平成20年9月29日	第 5 期 自平成20年9月30日 至平成21年9月28日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	信託受益権 原則として時価で評価します。時価評価に当たっては、価格情報会社の提供する価額で評価しております。適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	信託受益権 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は計算期間末日が休業日のため、平成19年9月29日から平成20年9月29日までとなっております。	計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は前計算期間末日が休業日のため、平成20年9月30日から平成21年9月28日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第 4 期 平成20年9月29日現在	第 5 期 平成21年9月28日現在
*1 期首元本額 期中追加設定元本額 期中解約元本額	1,763,822,798円 223,793,752円 - 円	1,987,616,550円 - 円 - 円
*2 計算期間末日における受益権の総数	1,987,616,550口	1,987,616,550口
*3 元本の欠損	-----	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は241,364,403円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第 4 期 自平成19年9月29日 至平成20年9月29日	第 5 期 自平成20年9月30日 至平成21年9月28日
*1 その他費用	その他費用の内訳は、監査費用(921,344円)となっております。	その他費用の内訳は、監査費用(998,467円)となっております。
*2 分配金の計算過程		

	計算期間末における費用控除後の 配当等収益（93,754,476円）、費 用控除後、繰越欠損金を補填した 有価証券売買等損益（0円）、信託 約款に規定される収益調整金 （90,395,157円）及び分配準備積 立金（127,066,414円）より分配 対象収益は311,216,047円（1万口 当たり1,565.77円）であります が、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の 配当等収益（230,733,103円）、費 用控除後、繰越欠損金を補填した 有価証券売買等損益（0円）、信託 約款に規定される収益調整金 （90,395,157円）及び分配準備積 立金（220,820,890円）より分配 対象収益は541,949,150円（1万口 当たり2,726.63円）であり、うち 526,718,385円（1万口当たり 2,650円）を分配金額としており ます。
--	--	---

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第 4 期 自平成19年9月29日 至平成20年9月29日				
関連当事者 の名称	関係内容	取引の内容	取引の種類別の 取引金額	取引により発生した債権又は債務に 係る主な項目別の当該計算期間の 末日における残高
みずほ信託 銀行	当ファンド の受託会社	金銭信託信託 受益権の取得	信託受益権 258,278,167円	-----

（注）1. 取引条件及び取引条件の決定方針

当ファンドは、金銭信託信託受益権を主要投資対象としており、当該金銭信託信託受益権は、特定の相手方（みずほ信託銀行）を通じてのみ取引が可能となっております。

2. 消費税等のかかるものは、消費税等を含みます。

第5期（自平成20年9月30日 至平成21年9月28日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第 4 期 平成20年9月29日現在	第 5 期 平成21年9月28日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1566円 (11,566円)	0.8786円 (8,786円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株 式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 その他特定資産の明細表

特定資産の種類 (銘柄名)	数量	帳簿価額(円)		評価額(円)		評価損益(円)	備考
		単価	金額	単価	金額		
信託受益権							
指図型合同運用金銭信託メザニン・ファンド（A号）	669,731,987	1.00	669,731,987	0.88	591,973,437	△ 77,758,550	
指図型合同運用金銭信託メザニン・ファンド（B号）	835,684,918	1.00	835,684,918	0.79	656,860,007	△ 178,824,911	
合 計	1,505,416,905		1,505,416,905		1,248,833,444	△ 256,583,461	

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成21年10月26日現在

項 目	金額又は口数
I 資産総額	1,746,697,274円
II 負債総額	421,972円
III 純資産総額（I－II）	1,746,275,302円
IV 発行済数量	1,987,616,550口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.8786円

第5 【設定及び解約の実績】

下記計算期間の設定及び解約口数は次の通りです。

	設定口数	解約口数
第1期	756,270,854	-
第2期	464,866,135	-
第3期	542,685,809	-
第4期	223,793,752	-
第5期	-	-

(注1) 本邦外における設定及び解約はございません。

(注2) 設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額

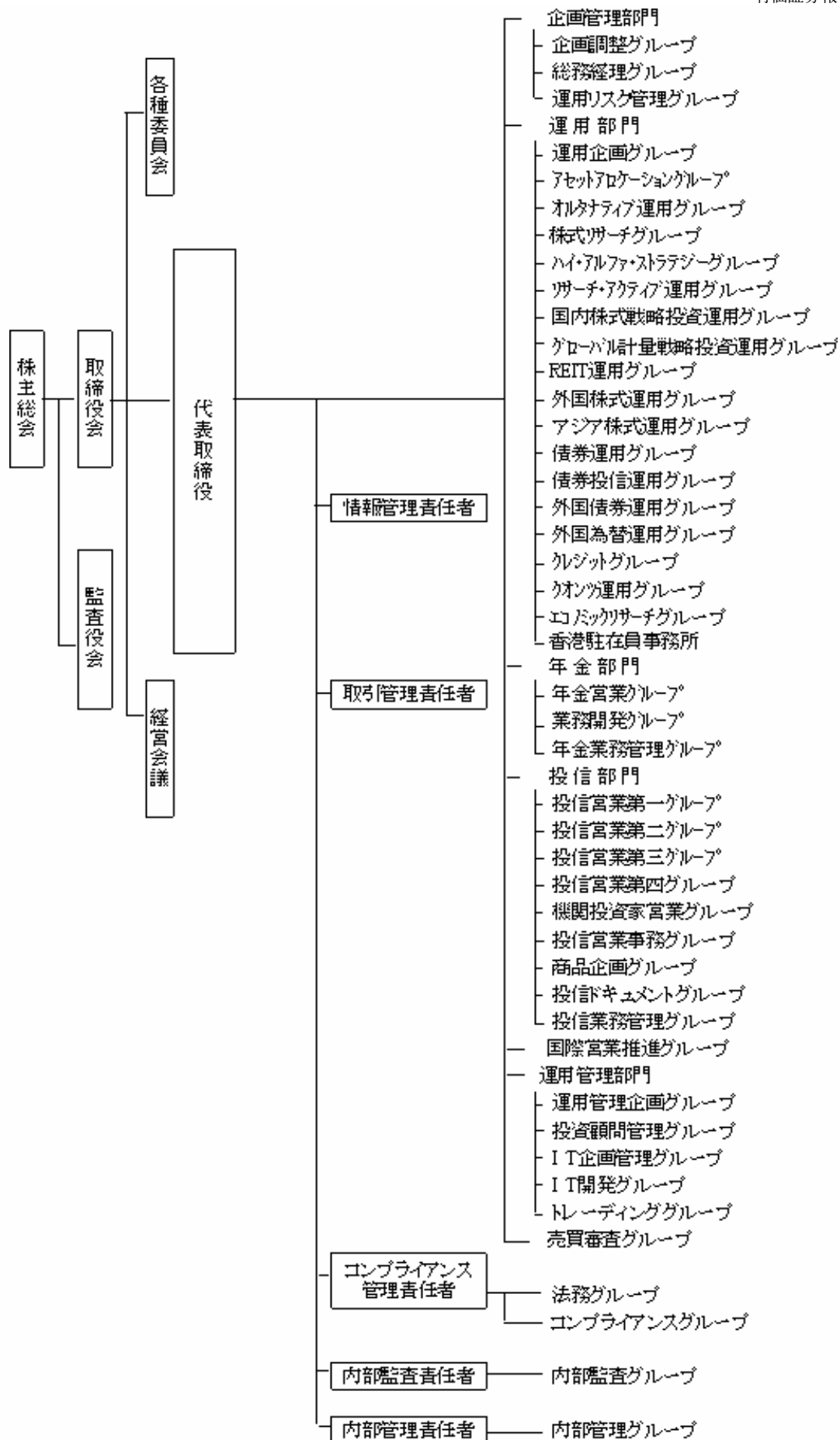
本書提出日現在の資本金の額	20億円
発行株式総数	80,000株
発行済株式総数	24,000株

直近5ヵ年の資本金の変動

該当事項はありません。

（2）会 社 の 機 構

① 会社の組織図



※上記組織は、平成21年10月30日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

② 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補欠または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、代表取締役を選任し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。また、取締役会は、その決議をもって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長1名、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決します。

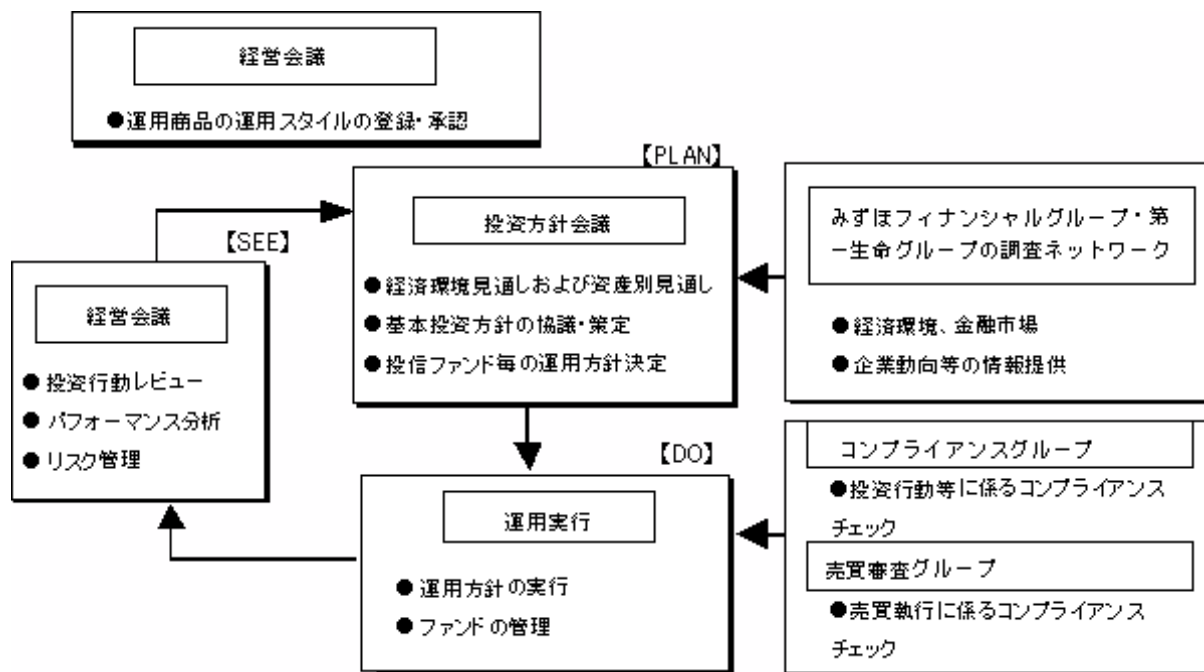
③ 投資運用の意思決定機構

委託会社が運用指図権を有するファンドに係る運用スタイルの登録および承認は、原則として月3回開催される経営会議のうち、月2回の経営会議において決定します。なお、委員長は社長とします。

ファンド全般に係る経済環境見通しおよび資産別市場見通しならびにファンド毎の運用方針は、投資方針会議において協議し、策定します。投資方針会議は原則として月1回開催され、議長は運用部門担当取締役とします。

各ファンドにおける有価証券の売買等の意思決定は、原則として運用担当者が行います。すなわち、運用担当者は、投資方針会議において決定された運用方針を受けて、各ファンドの投資方針に基づき運用計画を策定し、有価証券への運用指図を行います。

運用担当者による運用計画の策定および有価証券等の運用指図に関する意思決定は、運用担当者自身の調査活動、アナリスト等の調査活動、その他の活動によって得られた当該有価証券等に関する情報に基づいて行われ、それらの活動の成果である各ファンドの投資運用の実績は、原則として月3回開催される経営会議のうち、月1回の経営会議において、検討・評価されます。



※上記体制は平成21年10月30日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成21年10月30日現在、委託会社の運用する投資信託は262本（親投資信託を除く）あり、以下の通りです。

基本的性格	本数	純資産総額 (単位：円)
単位型株式投資信託	19	107,445,051,535
追加型株式投資信託	228	3,829,006,127,029
単位型公社債投資信託	14	120,567,013,031
追加型公社債投資信託	0	0
証券投資信託以外の投資信託	1	1,746,219,601
合計	262	4,058,764,411,196

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるD I A Mアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）または「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、第24期事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第2条により改正前の財務諸表等規則に基づき作成しております。

2. 財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第23期事業年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）の財務諸表について、新日本監査法人の監査を受け、第24期事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第23期 (平成20年3月31日現在)	第24期 (平成21年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	13,267,152	12,558,999
前払費用	64,301	54,242
未収委託者報酬	3,423,783	2,254,741
未収運用受託報酬	—	1,046,291
未収投資助言報酬	—	※2 252,337
未収収益	※2 1,933,135	197,045
未収消費税等	—	98,402
繰延税金資産	553,910	369,826
その他	43,115	23,865
流動資産計	19,285,400	16,855,752
固定資産		
有形固定資産	488,486	501,481
建物	※1 335,163	※1 283,511
器具備品	※1 153,323	※1 201,169
建設仮勘定	—	16,799
無形固定資産	616,621	721,812
商標権	※1 2,104	※1 1,335
ソフトウェア	※1 606,677	※1 555,121
ソフトウェア仮勘定	—	157,595
電話加入権	7,148	7,148
電話施設利用権	※1 691	※1 611
投資その他の資産	5,842,772	4,051,090
投資有価証券	3,097,362	498,041
関係会社株式	1,261,144	1,661,144
繰延税金資産	233,849	442,390
長期差入保証金	1,194,310	1,169,961
その他	83,032	306,478
貸倒引当金	△26,925	△26,925
固定資産計	6,947,880	5,274,384
資産合計	26,233,280	22,130,137

(単位：千円)

	第23期 (平成20年3月31日現在)	第24期 (平成21年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	162,809	37,445
未払金	2,186,170	1,293,636
未払収益分配金	8,470	8,201
未払償還金	50,930	48,993
未払手数料	1,527,000	931,529
その他未払金	599,769	304,912
未払費用	※2 1,653,424	※2 1,040,620
未払法人税等	2,575,999	179,557
未払消費税等	316,821	—
賞与引当金	687,832	618,303
その他	—	20,741
流動負債計	7,583,058	3,190,304
固定負債		
役員退職慰労引当金	179,237	145,732
退職給付引当金	334,280	404,437
固定負債計	513,518	550,169
負債合計	8,096,577	3,740,474
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	2,428,478	2,428,478
資本準備金	2,428,478	2,428,478
利益剰余金	13,718,238	13,962,732
利益準備金	123,293	123,293
その他利益剰余金		
別途積立金	7,040,000	10,040,000
研究開発積立金	300,000	300,000
運用責任準備積立金	200,000	200,000
繰越利益剰余金	6,054,944	3,299,438
株主資本合計	18,146,716	18,391,210
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△10,012	△1,547
評価・換算差額等合計	△10,012	△1,547
純資産合計	18,136,703	18,389,662
負債・純資産合計	26,233,280	22,130,137

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)		第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬	32,833,957		24,552,133	
顧問料	6,804,888		—	
運用受託報酬	—		4,509,994	
投資助言報酬	—		1,228,096	
その他営業収益	863,734		697,007	
営業収益計		40,502,581		30,987,232
営業費用				
支払手数料	14,748,737		10,967,681	
広告宣伝費	830,858		488,151	
公告費	3,293		—	
受益証券発行費	2,167		—	
調査費	6,268,709		5,076,631	
調査費	2,415,829		2,506,175	
委託調査費	3,852,880		2,570,455	
委託計算費	345,695		325,174	
営業雑経費	1,143,457		812,013	
通信費	33,290		35,872	
印刷費	1,041,499		732,985	
協会費	22,173		25,313	
諸会費	41		41	
支払販売手数料	46,452		17,800	
営業費用計		23,342,919		17,669,652
一般管理費				
給料	4,082,147		4,587,983	
役員報酬	※1 223,147		※1 234,353	
給料・手当	3,258,097		3,647,502	
賞与	600,902		706,127	
交際費	44,264		44,085	
寄付金	4,010		4,462	
旅費交通費	309,129		308,237	
租税公課	103,549		82,762	
不動産賃借料	754,728		801,086	
退職給付費用	88,449		106,223	
固定資産減価償却費	337,808		330,412	
福利厚生費	23,757		22,556	
修繕費	16,394		6,755	
賞与引当金繰入	687,832		618,303	
役員退職慰労引当金繰入	60,123		42,570	
役員退職金	528		13,175	
機器リース料	1,207		973	
事務委託費	279,797		247,087	
消耗品費	76,448		84,099	
器具備品費	10,563		6,094	
諸経費	204,099		177,386	
一般管理費計		7,084,837		7,484,253
営業利益		10,074,823		5,833,325

(単位：千円)

	第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)		第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	
営業外収益				
受取配当金	92,575		4,558	
受取利息	59,127		59,458	
時効成立分配金	298		164	
為替差益	14,223		—	
雑収入	7,064		5,482	
先物利益	—		180,422	
営業外収益計		173,289		250,086
営業外費用				
為替差損	—		24,553	
時効成立後支払分配金	557		517	
投資信託解約損	109,677		38,254	
営業外費用計		110,234		63,325
経常利益		10,137,878		6,020,086
特別利益				
関係会社株式売却益	39,215		—	
貸倒引当金戻入益	123		—	
特別利益計		39,338		—
特別損失				
固定資産除却損	※2 10,466		※2 14,476	
ゴルフ会員権売却損	5,200		—	
ゴルフ会員権評価損	—		6,000	
投資有価証券評価損	—		484,009	
退職給付費用	106,395		—	
特別損失計		122,062		504,485
税引前当期純利益		10,055,154		5,515,600
法人税、住民税及び事業税		4,252,414		2,301,373
法人税等調整額		△172,622		△30,266
法人税等合計		4,079,792		2,271,106
当期純利益		5,975,362		3,244,494

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

		第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
株主資本			
	資本金		
	前期末残高	2,000,000	2,000,000
	当期変動額	-	-
	当期末残高	2,000,000	2,000,000
	資本剰余金		
	資本準備金		
	前期末残高	2,428,478	2,428,478
	当期変動額	-	-
	当期末残高	2,428,478	2,428,478
	利益剰余金		
	利益準備金		
	前期末残高	123,293	123,293
	当期変動額	-	-
	当期末残高	123,293	123,293
	その他利益剰余金		
	別途積立金		
	前期末残高	4,640,000	7,040,000
	当期変動額	2,400,000	3,000,000
	当期末残高	7,040,000	10,040,000
	研究開発積立金		
	前期末残高	300,000	300,000
	当期変動額	-	-
	当期末残高	300,000	300,000
	運用責任準備積立金		
	前期末残高	200,000	200,000
	当期変動額	-	-
	当期末残高	200,000	200,000
	繰越利益剰余金		
	前期末残高	4,843,582	6,054,944
	当期変動額		
	剰余金の配当	△2,364,000	△3,000,000
	別途積立金の積立	△2,400,000	△3,000,000
	当期純利益	5,975,362	3,244,494
	当期末残高	6,054,944	3,299,438
	株主資本合計		
	前期末残高	14,535,353	18,146,716
	当期変動額	3,611,362	244,494
	当期末残高	18,146,716	18,391,210
評価・換算差額等			
	その他有価証券評価差額金		
	前期末残高	992	△10,012
	当期変動額（純額）	△11,004	8,464
	当期末残高	△10,012	△1,547
純資産合計			
	前期末残高	14,536,346	18,136,703
	当期変動額	3,600,357	252,958
	当期末残高	18,136,703	18,389,662

[次へ](#)

重要な会計方針

第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
1. 有価証券の評価基準および評価方法 (1) 子会社株式および関連会社株式：移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの：移動平均法による原価法 2. デリバティブの評価基準および評価方法 時価法 3. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法によっております。 (会計方針の変更) 当事業年度より、法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日法律第6号」および「法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号」）に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正法人税法に規定する方法により減価償却費を計上しております。 なお、この変更による営業利益、経常利益および税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。 (追加情報) 当事業年度より、法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日法律第6号」および「法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号」）に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌事業年度から、残存簿価を5年間で均等償却しております。 なお、これにより営業利益、経常利益および税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。それ以外の無形固定資産については、定額法によっております。 4. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	1. 有価証券の評価基準および評価方法 (1) 子会社株式および関連会社株式 同左 (2) その他有価証券 時価のあるもの：同左 時価のないもの：同左 2. デリバティブの評価基準および評価方法 同左 3. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。それ以外の無形固定資産については、定額法によっております。 (3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産） リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法 4. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準 同左

第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
5. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金は、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来支給見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。 (会計方針の変更) 従来、退職給付債務の算定については「退職給付会計に関する実務指針」に定められる簡便法を採用しておりましたが、当事業年度末から原則法に変更いたしました。 この変更は、従業員数の増加に伴い、退職給付債務の数理計算に用いられる基礎率の推定について一定の有効性が確保されることによって、原則法による計算の結果に一定の高い水準の信頼性が得られたことから、退職給付費用の期間損益計算をより適正化するために行ったものであります。 この変更に伴い、当事業年度末における簡便法と原則法により計算した退職給付債務の差額106,395千円を特別損失に計上しております。この結果、従来と同一の方法によった場合と比較して、税引前当期純利益は106,395千円減少しております。 なお、上記に記載の通り退職給付債務の算定方法の変更が当事業年度末に行われたため、当中間会計期間は従来の方によっております。したがって、当中間会計期間は、当事業年度末と同一の方法によった場合と比較して、税引前中間純利益は104,743千円多く計上されております。 (4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 6. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 7. 消費税等の処理方法 税抜方式によっております。	5. 引当金の計上基準 (1) 同左 (2) 同左 (3) 同左 (4) 同左 6. リース取引の処理方法 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。 7. 消費税等の処理方法 同左

会計方針の変更

第23期（平成20年3月31日現在）	第24期（平成21年3月31日現在）
	所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成5年6月17日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号）および「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号）が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準および適用指針を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 これによる当事業年度における貸借対照表および損益計算書に与える影響はありません。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

表示方法の変更

第23期（平成20年3月31日現在）	第24期（平成21年3月31日現在）
金融商品取引業等に関する内閣府令が制定されたことに伴い、以下のとおり表示方法を変更しております。 （貸借対照表） 前事業年度において区分掲記していた「現金」および「預金」は、当事業年度から「現金・預金」として表示しております。なお、当事業年度末における「現金」および「預金」の金額はそれぞれ1,205千円、13,265,946千円であります。 （損益計算書） 前事業年度において区分掲記していた「法人税等」は当事業年度から「法人税、住民税及び事業税」として表示しております。	（貸借対照表） 1. 前事業年度において「未収収益」に含めて表示していた投資一任契約による未収運用受託報酬および投資助言契約による未収投資助言報酬は、当事業年度から「未収運用受託報酬」および「未収投資助言報酬」として区分掲記しております。なお、前事業年度末における「未収運用受託報酬」の金額は1,299,666千円であり、「未収投資助言報酬」の金額は369,475千円であります。 2. 前事業年度において「ソフトウェア」に含めて表示していた「ソフトウェア仮勘定」は、金額的重要性が増したため、当事業年度から区分掲記しております。なお、前事業年度末における「ソフトウェア仮勘定」の金額は31,213千円であります。 （損益計算書） 前事業年度において「顧問料」として表示していた「運用受託報酬」および「投資助言報酬」は、当事業年度から区分掲記しております。なお、前事業年度における「運用受託報酬」の金額は4,929,946千円であり、「投資助言報酬」の金額は1,874,941千円であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

第23期（平成20年3月31日現在）	第24期（平成21年3月31日現在）												
※ 1. 固定資産の減価償却累計額 建物 373,021千円 器具備品 229,532千円 商標権 5,582千円 ソフトウェア 653,371千円 電話施設利用権 905千円	※ 1. 固定資産の減価償却累計額 建物 426,679千円 器具備品 290,397千円 商標権 6,351千円 ソフトウェア 648,713千円 電話施設利用権 985千円												
※ 2. 関係会社項目 関係会社に関する資産および負債には区分掲記されたもののほか次のものが含まれております。	※ 2. 関係会社項目 関係会社に関する資産および負債には区分掲記されたもののほか次のものが含まれております。												
<table><tr><td>流動資産</td><td>未収収益</td><td>379,257千円</td></tr><tr><td>流動負債</td><td>未払費用</td><td>641,087千円</td></tr></table>	流動資産	未収収益	379,257千円	流動負債	未払費用	641,087千円	<table><tr><td>流動資産</td><td>未収投資助言報酬</td><td>251,392千円</td></tr><tr><td>流動負債</td><td>未払費用</td><td>345,744千円</td></tr></table>	流動資産	未収投資助言報酬	251,392千円	流動負債	未払費用	345,744千円
流動資産	未収収益	379,257千円											
流動負債	未払費用	641,087千円											
流動資産	未収投資助言報酬	251,392千円											
流動負債	未払費用	345,744千円											

(損益計算書関係)

第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
※ 1. 役員報酬の限度額 取締役 年額250,000千円 監査役 年額 50,000千円 ※ 2. 固定資産除却損の内訳 建物 3,634千円 器具備品 5,271千円 ソフトウェア 1,560千円	※ 1. 役員報酬の限度額 同左 ※ 2. 固定資産除却損の内訳 建物 2,251千円 器具備品 9,818千円 ソフトウェア 2,406千円

(株主資本等変動計算書関係)

第23期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,000	—	—	24,000
合計	24,000	—	—	24,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通 株式	2,364,000	98,500	平成19年3月31日	平成19年6月29日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通 株式	利益剰余金	3,000,000	125,000	平成20年3月31日	平成20年6月30日

第24期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,000	—	—	24,000
合計	24,000	—	—	24,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通 株式	3,000,000	125,000	平成20年3月31日	平成20年6月30日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月29日 定時株主総会	普通 株式	利益剰余金	1,626,000	67,750	平成21年3月31日	平成21年6月30日

(リース取引関係)

第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)																																
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額																																
<table><tr><td></td><td>器具備品</td><td>その他</td><td>合計</td></tr><tr><td>取得価額相当額</td><td>90,601千円</td><td>—</td><td>90,601千円</td></tr><tr><td>減価償却累計額相当額</td><td>29,608千円</td><td>—</td><td>29,608千円</td></tr><tr><td>期末残高相当額</td><td>60,993千円</td><td>—</td><td>60,993千円</td></tr></table>		器具備品	その他	合計	取得価額相当額	90,601千円	—	90,601千円	減価償却累計額相当額	29,608千円	—	29,608千円	期末残高相当額	60,993千円	—	60,993千円	<table><tr><td></td><td>器具備品</td><td>その他</td><td>合計</td></tr><tr><td>取得価額相当額</td><td>90,601千円</td><td>—</td><td>90,601千円</td></tr><tr><td>減価償却累計額相当額</td><td>52,335千円</td><td>—</td><td>52,335千円</td></tr><tr><td>期末残高相当額</td><td>38,265千円</td><td>—</td><td>38,265千円</td></tr></table>		器具備品	その他	合計	取得価額相当額	90,601千円	—	90,601千円	減価償却累計額相当額	52,335千円	—	52,335千円	期末残高相当額	38,265千円	—	38,265千円
	器具備品	その他	合計																														
取得価額相当額	90,601千円	—	90,601千円																														
減価償却累計額相当額	29,608千円	—	29,608千円																														
期末残高相当額	60,993千円	—	60,993千円																														
	器具備品	その他	合計																														
取得価額相当額	90,601千円	—	90,601千円																														
減価償却累計額相当額	52,335千円	—	52,335千円																														
期末残高相当額	38,265千円	—	38,265千円																														
②未経過リース料期末残高相当額	②未経過リース料期末残高相当額																																
<table><tr><td></td><td>1年以内</td><td>1年超</td><td>合計</td></tr><tr><td>未経過リース料期末残高相当額</td><td>22,595千円</td><td>39,602千円</td><td>62,197千円</td></tr></table>		1年以内	1年超	合計	未経過リース料期末残高相当額	22,595千円	39,602千円	62,197千円	<table><tr><td></td><td>1年以内</td><td>1年超</td><td>合計</td></tr><tr><td>未経過リース料期末残高相当額</td><td>23,251千円</td><td>16,350千円</td><td>39,602千円</td></tr></table>		1年以内	1年超	合計	未経過リース料期末残高相当額	23,251千円	16,350千円	39,602千円																
	1年以内	1年超	合計																														
未経過リース料期末残高相当額	22,595千円	39,602千円	62,197千円																														
	1年以内	1年超	合計																														
未経過リース料期末残高相当額	23,251千円	16,350千円	39,602千円																														
③当期の支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額	③当期の支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額																																
支払リース料	支払リース料																																
減価償却費相当額	減価償却費相当額																																
支払利息相当額	支払利息相当額																																
④減価償却費相当額の算定方法	④減価償却費相当額の算定方法																																
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	同左																																
⑤利息相当額の算定方法	⑤利息相当額の算定方法																																
リース料総額とリース資産の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	同左																																
2. オペレーティング・リース取引	2. オペレーティング・リース取引																																
該当事項はありません。	同左																																

(有価証券関係)

第23期（平成20年3月31日現在）

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

3. 子会社株式および関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

4. その他有価証券で時価のあるもの

区 分	取得原価（千円）	貸借対照表日における 貸借対照表計上額（千円）	差 額（千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
①株式	—	—	—
②債券	—	—	—
③その他（投資信託）	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
①株式	—	—	—
②債券	—	—	—
③その他（投資信託）	3,031,000	3,014,115	△16,884
小計	3,031,000	3,014,115	△16,884
合計	3,031,000	3,014,115	△16,884

5. 当該事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

6. 当該事業年度中に売却したその他有価証券

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
574,322	3,196	112,873

7. 時価のない主な有価証券の内容

貸借対照表計上額

その他有価証券

非上場株式（店頭売買株式を除く） 83,246千円

8. その他有価証券のうち満期があるものおよび満期保有目的の債券の今後の償還予定額

該当事項はありません。

第24期（平成21年3月31日現在）

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

3. 子会社株式および関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

4. その他有価証券で時価のあるもの

区 分	取得原価（千円）	貸借対照表日における 貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
①株式	—	—	—
②債券	—	—	—
③その他（投資信託）	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
①株式	146,101	146,101	—
②債券	—	—	—
③その他（投資信託）	271,802	269,192	△2,610
小計	417,904	415,294	△2,610
合計	417,904	415,294	△2,610

5. 当該事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

6. 当該事業年度中に売却したその他有価証券

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
3,021,000	20,615	58,869

7. 時価のない主な有価証券の内容

貸借対照表計上額

その他有価証券

非上場株式（店頭売買株式を除く） 82,746千円

8. その他有価証券のうち満期があるものおよび満期保有目的の債券の今後の償還予定額

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第23期（平成20年3月31日現在）

1. 取引の状況に関する事項

第23期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）	
(1)取引の内容	為替予約取引を利用しております。
(2)取引に対する取組方針	実需の範囲内でのみデリバティブ取引を利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。
(3)取引の利用目的	その他有価証券に含まれる為替変動リスクを低減する目的で行っております。
(4)取引に係るリスクの内容	為替相場の変動によるリスクを有しておりますが、取引先は信用度の高い金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。
(5)取引に係るリスク管理体制	取引の方針については社内会議で審議のうえ個別決裁により決定し、取引の実行とその内容の確認についてはそれぞれ担当所管を分離して実行しております。また、リスク管理については当該担当所管にて実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。
(6)取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

2. 取引の時価等に関する事項

区分	種類	第23期(平成20年3月31日現在)			
		契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建 米ドル	523,028	—	508,267	14,760
合計		523,028	—	508,267	14,760

(注1) 時価の算定方法

取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

第24期（平成21年3月31日現在）

1. 取引の状況に関する事項

第24期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）	
(1)取引の内容	為替予約取引及び株価指数先物取引を利用しております。
(2)取引に対する取組方針	実需の範囲内でのみデリバティブ取引を利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。
(3)取引の利用目的	その他有価証券に含まれる為替変動リスク及び株価変動リスクを低減する目的で行っております。
(4)取引に係るリスクの内容	為替相場及び株式相場の変動によるリスクを有しておりますが、取引先は信用度の高い金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。
(5)取引に係るリスク管理体制	取引の方針については社内会議で審議のうえ個別決裁により決定し、取引の実行とその内容の確認についてはそれぞれ担当所管を分離して実行しております。また、リスク管理については当該担当所管にて実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。
(6)取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 通貨関連

区分	種類	第24期(平成21年3月31日現在)			
		契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	24,432	—	24,960	△528
	香港ドル	34,020	—	34,412	△392
	豪ドル	77,510	—	78,736	△1,226
	シンガポールドル	12,564	—	12,672	△107
合計		148,527	—	150,782	△2,255

(注1) 時価の算定方法

取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

(2) 株式関連

区分	種類	第24期(平成21年3月31日現在)			
		契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引	株価指数先物取引				
	売建	212,667	—	230,215	△17,547
合計		212,667	—	230,215	△17,547

(注2) 時価の算定方法

取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

（退職給付関係）

第23期（平成20年3月31日現在）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

当社は、当事業年度末から原則法を適用しております。

(1)	退職給付債務	(平成20年3月31日現在)	(千円)
	退職給付債務		334,280
	退職給付引当金		334,280
(2)	退職給付費用		(千円)
	勤務費用		165,213
	確定拠出年金	拠出額	29,631
	退職給付費用		194,844

3. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

		第23期 (平成20年3月31日)
(1)	割引率 (%)	1.5
(2)	退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準

第24期（平成21年3月31日現在）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

当社は、原則法を適用しております。

(1)	退職給付債務	(平成21年3月31日現在)	(千円)
	退職給付債務		431,448
	未認識数理計算上の差異		△27,011
	退職給付引当金		404,437
(2)	退職給付費用		(千円)
	勤務費用		71,958
	確定拠出年金	拠出額	34,264
	退職給付費用		106,223

3. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

		第24期 (平成21年3月31日)
(1)	割引率 (%)	1.5
(2)	退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(3)	数理計算上の差異の処理年数 (年)	5

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第23期 (平成20年3月31日現在)	第24期 (平成21年3月31日現在)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払事業税	197,866	19,218
未払事業所税	5,714	6,269
賞与引当金	279,947	251,649
未払法定福利費	27,884	27,146
未払確定拠出年金掛金	2,610	2,667
減価償却超過額	—	7,579
減価償却超過額（一括償却資産）	10,139	8,559
繰延資産償却超過額（税法上）	27,940	46,274
その他（未払金等）	1,807	461
退職給付引当金	136,052	164,605
役員退職慰労引当金	72,949	59,313
ゴルフ会員権評価損	3,135	5,577
投資有価証券評価損	—	196,991
貸倒引当金繰入額	14,840	14,840
その他有価証券評価差額金	6,871	1,062
繰延税金資産合計	787,759	812,216
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	—	—
繰延税金負債合計	—	—
差引繰延税金資産の純額	787,759	812,216

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

第23期については、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

第24期については、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

(関連当事者との取引)

第23期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

(1)親会社および法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
法人主要株主	第一生命保険相互会社	東京都千代田区	4,200億円（基金および基金償却積立金）	生命保険業	（被所有）直接50%	兼務1名，出向3名，転籍2名	資産の運用および助言、当社設定投信の販売	資産運用の助言の顧問料の受入	833,702	未収収益	219,740
								販売手数料の支払	46,452	-	-
								保険料の支払	5,707	-	-

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 資産運用の助言の顧問料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。

(注2) 支払販売手数料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。

(注3) 保険料は、一般的取引条件と同様に決定しております。

(注4) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

(2)子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	DIAM International Ltd	London United kingdom	4,000 千GBP	資産の運用	(所有) 直接 100%	兼務 2名	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払	1,096,514	未払費用	456,913
	DIAM U.S.A., Inc.	New York U.S.A.	4,000 千USD	資産の運用	(所有) 直接 100%	兼務 2名	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払	466,450	未払費用	184,052

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額および期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

(3)兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	6,500億円	銀行業	—	—	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	2,104,660	未払手数料	145,839
	株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区	10,709億円	銀行業	—	—	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	739,368	未払手数料	137,112
	みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社	東京都千代田区	2億円	金融技術研究等	—	—	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払 業務委託料の支払	340,983 16,800	未払費用 -	153,240 -

取引条件および取引条件の決定方針等

（注1）投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

（注2）資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

（注3）業務委託料は、委託業務に係る人件費から算出された手数料に基づく個別契約により決定しております。

（注4）上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

第24期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

この結果、従来の開示対象範囲に対し、重要な追加はありません。

(1)親会社および法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
法人主要株主	第一生命保険相互会社	東京都千代田区	4,200億円（基金および基金償却積立金）	生命保険業	（被所有）直接50%	兼務1名，出向3名，転籍2名	資産の運用および助言、当社設定投資の販売	資産運用の助言の顧問料の受入	718,870	未収投資助言報酬	172,117
								販売手数料の支払	17,800	-	-
								保険料の支払	5,828	-	-

取引条件および取引条件の決定方針等

（注1）資産運用の助言の顧問料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。

（注2）支払販売手数料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。

（注3）保険料は、一般的取引条件と同様に決定しております。

（注4）上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

(2)子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	DIAM International Ltd	London United kingdom	4,000千GBP	資産の運用	(所有)直接100%	兼務2名	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払	933,784	未払費用	236,518
	DIAM U.S.A., Inc.	New York U.S.A.	4,000千USD	資産の運用	(所有)直接100%	兼務2名	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払	324,748	未払費用	109,093

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額および期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

(3)兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	6,500億円	銀行業	—	—	当社設定投資信託の販売、預金取引	投資信託の販売代行手数料	1,531,236	未払手数料	96,917
								預金の引出(純額)	300,370	現金・預金	322,365
								受取利息	894	未収収益	-
	株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区	10,709億円	銀行業	—	—	当社設定投資信託の販売、預金取引	投資信託の販売代行手数料	701,162	未払手数料	91,628
								預金の引出(純額)	1,034,219	現金・預金	11,438,676
								受取利息	55,734	未収収益	4,158
	みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社	東京都千代田区	2億円	金融技術研究等	—	—	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払	299,054	未払費用	117,438
								業務委託料の支払	17,550	未払費用	2,677

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注3) 業務委託料は、委託業務に係る人件費から算出された手数料に基づく個別契約により決定しております。

(注4) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

(注5) 預金取引は、市場金利を勘案した利率が適用されております。

(1株当たり情報)

第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 755,695円99銭 1株当たり当期純利益金額 248,973円42銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権付社債および転換社債を発行していないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 766,235円93銭 1株当たり当期純利益金額 135,187円25銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権付社債および転換社債を発行していないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
当期純利益	5,975,362千円	3,244,494千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	5,975,362千円	3,244,494千円
期中平均株式数	24,000株	24,000株

(重要な後発事象)

第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
平成20年3月28日開催の取締役会の決議により、平成20年4月1日付にて100%出資の子会社DIAM SINGAPORE PTE.LTD.を設立し、その後、平成20年4月14日付にて株主割当増資を実施いたしました。 (出資の総額400,000千円、資本金400,000千円)	平成21年2月13日開催の臨時取締役会の決議により平成21年3月19日に設立した100%出資の子会社DIAM Asset Management(HK)Limitedに対して、平成21年4月9日に資本金の払込みを実施いたしました。 当該子会社の設立は、運用・営業両面においてビジネス機会の広がる中国圏での業容拡大や、当社におけるアジア株関連商品の営業強化などを主な目的とするものです。 <子会社の概要> 商 号： DIAM Asset Management(HK)Limited 主な事業内容： 資産運用業務 設 立 年 月 日： 平成21年3月19日 資 本 金： 500,000千円 発行済株式総数： 500,000株 出 資 の 総 額： 500,000千円 出 資 比 率： 当社100%

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3) (4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

a. 名称

みずほ信託銀行株式会社

b. 資本金の額

平成21年3月末現在 247,231百万円

c. 事業の内容

日本において信託銀行業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

「受託会社」は、以下の業務を行います。

(1)委託会社の指図に基づく信託財産の管理、保管、処分

(2)信託財産の計算

(3)信託財産に関する報告書の作成

(4)その他上記に付帯する業務

3【資本関係】

委託会社と上記関係法人間に資本関係はありません。

第3【参考情報】

当ファンドについては、当計算期間の間に、次の書類を提出いたしました。

書類名	提出年月日
有価証券届出書	平成20年12月26日
有価証券届出書の訂正届出書	平成20年12月26日、平成21年6月26日
有価証券報告書	平成20年12月26日
半期報告書	平成21年6月26日

独立監査人の監査報告書

平成21年10月21日

D I A Mアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインカムファンドの平成20年9月30日から平成21年9月28日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インカムファンドの平成21年9月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

D I A Mアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

※ 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月29日

D I A Mアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山本禎良 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 山内正彦 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているD I A Mアセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A Mアセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年11月19日

D I A Mアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 佐々木 貴司 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインカムファンドの平成19年9月29日から平成20年9月29日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インカムファンドの平成20年9月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

D I A Mアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

※ 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書\(前期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月13日

D I A Mアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員 公認会計士 山本 禎 良 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 山内 正 彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているD I A Mアセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A Mアセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。